令和６年６月３０日

男女の賃金の差異に関する情報公表について

広島市信用組合

	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全ての労働者	76.5%
正規労働者	77.0%
非正規労働者	70.5%

対 象 期 間　：令和５年度（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）
賃　　金　：基本給、超過労働に対する報酬、各種手当（通勤手当を除く）、
　　賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。
正規労働者　：正職員
非正規労働者：嘱託（当組合から他社への出向者を含む）、パートタイマー

＜差異についての補足説明＞
育児休業および育児短時間勤務制度は女性労働者が多く活用しているため、
育児休業者および育児短時間勤務労働者を除くと男女の賃金の差異は縮小します。
今後は男性労働者の育児休業および育児短時間勤務制度の活用を推進いたします。